

平成22年度熊本市建設工事総合評価方式の試行について

熊本市発注の建設工事に係る総合評価方式の試行については、平成21年度まで、落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った場合、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、書類審査及びヒアリング等による低入札価格調査を行っていましたが、平成22年度の試行においては、「履行確実性評価型総合評価一般競争入札」を導入します。

履行確実性評価型総合評価一般競争入札について

当該方式は、入札参加者の入札価格が履行確実性評価価格を下回った場合、履行確実性が低下するものとして、下記の算出式により評価値に反映させる方式です。このため、入札価格が履行確実性評価価格を下回った場合は評価値が低下するのみで、失格にはならず、書類審査及びヒアリング等も行いません。

また、履行確実性評価価格は、次頁の履行確実性評価基準額算定基準により算出した履行確実性評価基準額を基礎として市長（上下水道局・交通局・病院局発注分については、各事業管理者）が定めます。

なお、履行確実性評価価格の算定基準は、現行の最低制限価格の算定基準と同じです。

○ 履行確実性評価型総合評価一般競争入札評価値算出式

1. 入札価格が「履行確実性評価価格（税抜）」以上の場合 【評価値算出式①】

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

2. 入札価格が「履行確実性評価価格（税抜）」未満の場合 【評価値算出式②】

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \frac{\text{技術評価点}}{\text{履行確実性評価価格（税込）} \times 100 / 105 + (\text{履行確実性評価価格（税込）} \times 100 / 105 - \text{入札価格})} \\ &= \frac{\text{技術評価点}}{\text{履行確実性評価価格（税抜）} + (\text{履行確実性評価価格（税抜）} - \text{入札価格})} \end{aligned}$$

（税抜）：消費税及び地方消費税相当額を除いた額
（税込）：消費税及び地方消費税相当額を含んだ額

問い合わせ先

熊本市役所 契約検査室 工事契約班 TEL 328-2442

○ 履行確実性評価基準額算定基準（税抜）

直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×70%+一般管理費等×30%の合計

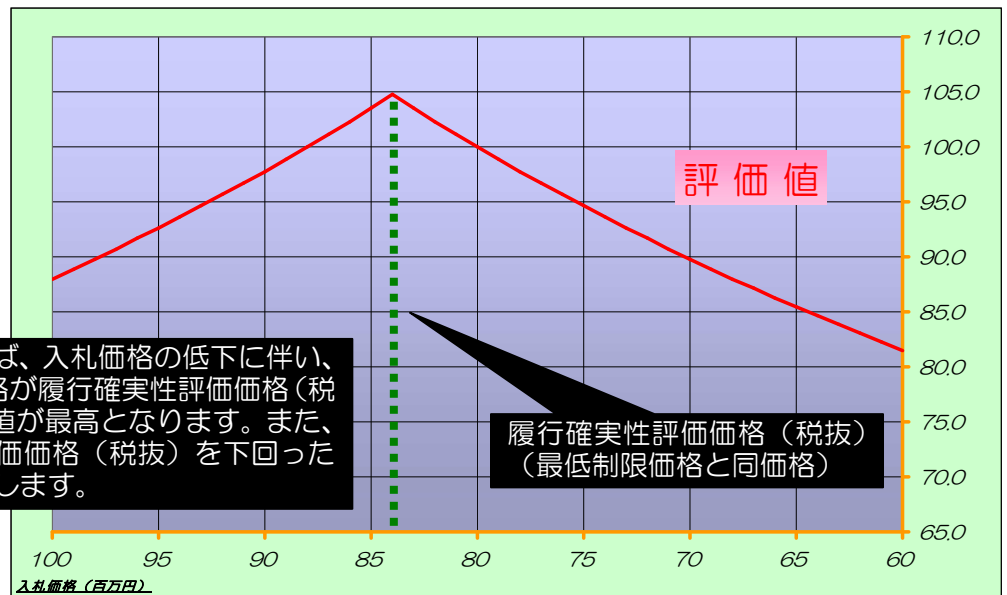
《上限額及び下限額》 予定価格の90%~70%

※ 履行確実性評価価格は、以上の算定基準により算出した履行確実性評価基準額を基礎として市長（上下水道局・交通局・病院局発注分については、各事業管理者）が定めます。

※ 履行確実性評価基準額の算定は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の千円未満を切り捨てた額で行います。

（税抜）：消費税及び地方消費税相当額を除いた額

評価値変動例



技術評価点と同じであれば、入札価格の低下に伴い、評価値が上昇し、入札価格が履行確実性評価価格（税抜）に達した時点で評価値が最高となります。また、入札価格が履行確実性評価価格（税抜）を下回った場合には、評価値が低下します。

履行確実性評価価格（税抜）
（最低制限価格と同価格）

評価値算出事例

履行確実性評価価格（税抜） 84,000,000円

○ 株式会社A社 技術評価点88点（標準点75点+加算点13点）

入札価格 83,000,000円

○ 有限会社B社 技術評価点91点（標準点75点+加算点16点）

入札価格 87,000,000円

【評価値】※ 評価値を表示する際は、前算出式により得られた数値に対し、100,000,000（1億）を乗じ、小数第4位まで（5位を四捨五入）を表示します。

○ 株式会社A社

$$\text{評価値} = 88 (\text{点}) \div (84,000,000 (\text{円}) + (84,000,000 (\text{円}) - 83,000,000 (\text{円}))) \div 103.5294$$

※ 入札価格が履行確実性評価価格（税抜）未満のため、評価値算出式②を適用する。

○ 有限会社B社 評価値 = 91 (点) ÷ 87,000,000 (円) ÷ 104.5977

※ 入札価格が履行確実性評価価格（税抜）以上のため、評価値算出式①を適用する。

・・・以上の場合、有限会社B社で落札決定します。（競争入札参加資格があると認めた場合）

落札者決定基準について

平成22年度の試行においては、原則、以下の落札者決定基準により技術評価を行います。

また、総合評価方式対象工事として発注する工事が共同企業体対象工事の場合、企業の評価のうち、「指名停止の状況」のみ、建設工事共同企業体のすべての構成員についても評価するものとし、その他の評価項目（配置予定技術者の評価を含む。）については共同企業体の代表者のみ評価対象とします。

評価項目	評価内容	評価基準	配点	得点	
企業	同種工事の施工実績	国（独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人を含む。）、都道府県又は市町村発注の工事で過去10か年度に完成した同種工事の施工実績	4件	8.0点	8.0点 ） 0.0点
		3件	6.0点		
		2件	4.0点		
		1件	2.0点		
		0件	0.0点		
	発注業種の工事成績評定点の平均点	熊本市発注の工事で過去4か年度に完成した同一業種工事の工事成績評定点の平均点	79点以上	8.0点	8.0点 ） 0.0点
			78点	7.0点	
			77点	6.0点	
			76点	5.0点	
			75点	4.0点	
74点			3.0点		
73点			2.0点		
70点以上73点未満 70点未満又は実績なし			1.0点 0.0点		
優良工事表彰の有無	国又は熊本県発注工事で過去10か年度における優良工事表彰の実績	優良工事表彰の実績あり	1.0点	1.0点 ） 0.0点	
		優良工事表彰の実績なし	0.0点		
ISO、エコアクション21の認証取得状況・防災協定、ボランティア活動	①ISO9001、ISO14001又はエコアクション21の認証を取得している ②技術資料提出日において熊本市と防災協定の締結をしている ③過去2か年度の熊本市内におけるボランティア活動実績がある	①に該当し、②又は③のいずれかに該当する	1.0点	1.0点 ） 0.0点	
		①～③のいずれかに該当する	0.5点		
		いずれにも該当しない	0.0点		
指名停止の状況	発注年度及び過去3か年度に熊本市から指名停止措置を受けた回数	なし	0.0点	0.0点 ） -2.0点	
		1回	-1.0点		
		2回以上	-2.0点		
配置予定	配置予定技術者の保有する資格について ①一級国家資格者又は技術士で資格取得後5年以上 ②一級国家資格者又は技術士で資格取得後3年以上5年未満 ③①又は②のいずれにも該当しない	①に該当する場合	2.0点	2.0点 ） 0.0点	
		②に該当する場合	1.0点		
		③に該当する場合	0.0点		
技術者の評価	主任（監理）技術者又は現場代理人としての同種工事の施工経験	国（独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人を含む。）、都道府県又は市町村発注の工事で過去10か年度に完成した同種工事での主任（監理）技術者又は現場代理人としての施工経験	4件	4.0点	4.0点 ） 0.0点
		3件	3.0点		
		2件	2.0点		
		1件	1.0点		
		0件	0.0点		
優良工事の技術者表彰の有無	国又は熊本県発注工事で過去10か年度における優良工事の技術者表彰の実績	優良工事の技術者表彰の実績あり	1.0点	1.0点 ） 0.0点	
		優良工事の技術者表彰の実績なし	0.0点		
合 計				25.0点	

その他の改正事項について

○ 「同種工事の施工実績」の取扱いについて

平成22年度の試行においては、同種工事の施工実績の取扱いを

“元請として契約金額が当該等級（ランク）の発注標準金額の下限額に0.8を乗じた金額以上の同種工事”

との取扱いに改正します。

例) ほ装工事Aランク・・・発注標準金額の下限額2,000万円

$2,000万円 \times 0.8 = 1,600万円$ 以上が同種工事の施工実績となります。

※ 等級（ランク）付けのない業種については、これまで同様に、“予定価格に0.5を乗じた金額（ただし、下限額は1,000万円。）以上の同種工事”を施工実績とします。

○ 「発注業種の工事成績評定点の平均点」の取扱いについて

平成22年度の試行においては、発注業種の工事成績評定点の平均点の取扱いを

“建設工事共同企業体（JV）対象工事の工事成績評定点についても、総合評価の技術評価における評価項目（発注業種の工事成績評定点の平均点）の算出対象とする。”

“予定価格130万円未満工事の工事成績評定点については、総合評価の技術評価における評価項目（発注業種の工事成績評定点の平均点）の算出対象とはしない。”

との取扱いに改正します。このため、平成22年度の試行においては、平成18年度～平成21年度までの発注業種の工事について、上記の取扱いを踏まえ、工事成績評定点の平均点を算出し、総合評価の技術評価を行うこととなります。

○ 添付ファイルの容量について

電子入札システムで提出する申請書等及び技術資料の添付ファイルの容量は、

“3MB以内”

に変更しています。添付ファイルの容量が3MBを超える場合その他やむを得ない理由により電子ファイルが作成できない場合には、郵送による提出を認めます。（ただし、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書の提出は必要です。）